平成26年労第202号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による療養補償給付及び未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫(以下「被災者」という。)は、平成〇年〇月〇日に会社A(以下「会社」という。)に採用され、型枠大工として現場作業に従事していた。

被災者は、同年〇月〇日午後5時頃、B宅地造成工事現場の詰所前で仰向けの 状態で倒れているところを同僚に発見され、C医療センターに救急搬送され「交 通性水頭症、くも膜下出血、胃潰瘍」と診断され入院加療したが、同年〇月〇日 に死亡した。

請求人は、被災者に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び未支給の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
 - (1) 当審査会としては、発症経緯及び本件資料からみて、D医師及びE医師の意見は妥当であり、被災者は、平成〇年〇月〇日にくも膜下出血(以下「本件疾病」という。)を発症したものと判断する。
- (2) ところで、脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。) の業務起因性については、厚生労働省労働基準局長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨は決定書別紙を引用する。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと判断し、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 当審査会としては、被災者が本件疾病の発症直前から前日までの間において、 異常な出来事に遭遇したとは認められないと判断する。

また、被災者は、発症前1週間において、休日は2日確保され、時間外労働は行っておらず、総労働時間は37時間50分であり、特に過重な業務に従事した事実は認められないことから、当審査会としては、本件疾病発症前おおむね1週間において、被災者の業務が過重なものであったとは認められないと判断する。

(4) そこで、長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従 事していたかについて検討すると、以下のとおりである。

被災者が会社に入社し、本件疾病を発症するまでの期間はおおむね4か月間であるが、発症前おおむね4か月間の被災者の時間外労働時間数は、発症3か

月前の28時間10分が最大であり、業務と発症との関連が徐々に強まるとされる1か月当たりおおむね45時間を超えているとは認められない。

請求人は、Fが十分な仕事ができなかったことで、被災者は長期間にわたる 疲労を蓄積させたと述べているが、G、H及びFの申述からは、被災者が、請 求人が主張するような精神的負荷を受けたとは認め難い。

以上のことから、当審査会としては、長期間の過重負荷についても、特に過 重な業務があったとは認められないものと判断する。

- (5) なお、請求人は、被災者が家で持ち帰り残業を行って疲労を蓄積させたとも 述べているが、決定書理由第2の2(2)イ(カ)に説示のとおり、会社関係 者の証言を総合すると、被災者が自宅において過重性を検討するに値する業務 を行っていたとは認められない。
- (6)被災者には、目立った既往歴は認められないが、平成○年○月の血圧は147から97mmHgであり、同年○月の健康診断結果報告書において、医師から、血圧が高めなので、塩分を控えるなど生活習慣に注意するとともに、定期的に血圧を測定し、高値が続くようであれば内科を受診するよう指導されていることが認められる。

被災者が、飲酒及び喫煙の習慣(1日当たり、350mlの缶ビール3本を飲み、タバコを10本から20本喫煙)を有していたことも併せて考えると、同人は、脳疾患のリスクファクターを複数有していたものと認められる。

3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものと認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。